4輸国第3471号

関税割当公表第TRQ-17号

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく令和5年度のでん粉等の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令(平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。)第6条の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下「日EU協定」という。)に基づく割当ての対象となるでん粉等の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和4年11月30日

農林水產省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品(110812091、110812099、110813091、110813099、
110814091、110814099、110819017、110819018、110819097、110819098、
110820090、190120159、190190179)

でん粉(小麦でん粉を除く。)及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)のうちでん粉が最大の重量を占めるもの(小麦でん粉を含有するものを除

く。) (日EU協定附属書2-A第3編第B節18に掲げるTRQ-17 のでん粉であって、関税定率法(明治43年法律第54号)別表第1108. 12号から第1108. 20号まで、1901. 20号の1の(2)のDの(b)及び1901. 90号の1の(2)のDの(b)に掲げる物品)に掲げる物品のうち、関税割当制度に関する政令(昭和36年政令第153号)別表第1108. 12号、第1108. 13号、第1108. 14号、第1108. 19号、第1108. 20号、第1901. 20号及び第1901. 90号の項で定める数量以内のもの以外のものであって、2に掲げる用途に供するもの。以下「でん粉等」という。)

2 用途

- (1) 糖化用(でん粉糖(デキストリン(関税定率法(明治43年法律第54号) 別表第3505.10号2項に掲げるものに限る。以下同じ。)を除 く。)の製造に使用するものをいう。以下同じ。)
- (2) 化工でん粉用(デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、 ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するものをいう。以下同 じ。)
- (3) 加工食品等用(ばれいしょでん粉を使用し、加工食品その他のでん粉 加工品の製造に使用するものをいい、(1)・(2)及び未加工又は他の穀 粉や調味料と混合した状態で、小売用又は外食産業用に供されるものを除く。以下同じ。)
- (4) 小売等用(ばれいしょでん粉のうち(1)から(3)を除いたものをいう。 以下同じ。)
- (5) その他用((1)から(4)を除いたものをいう。以下同じ。)
- 3 合計割当数量 7, 150 t
- 4 通関期限 令和6年3月31日
- 第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省農産局地域作物課(以下「受付担当課」という。)

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間

- 1 令和4年12月13日(火)から令和5年1月16日(月)まで
- 2 令和5年7月18日 (火) から同年7月24日 (月) まで
- 3 令和5年12月12日 (火) から同年12月18日 (月) まで

ただし、2及び3に掲げる期間にあっては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び各期間の開始日の3週間前の火曜日(火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。)までに返還された割当数量の合計(以下「割当可能数量」という。)が1 t 以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、2及び3に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の2週間前の火曜日(火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。)の午後2時までに農林水産省ホームページ(以下「当省ウェブサイト」という。)において公表する。

第5 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3のいずれかの方法により提出することができる。

1 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、第4の各提出期間内に申請を行う(以下「電子申請」という。)。

- 2 書面による提出
- (1) 直接持ち込む場合

第2の受付の担当課へ事前に連絡した上で持参する。

なお、提出は、第4の各提出期間(行政機関の休日を除く。)の午前10時から正午まで、午後2時から午後4時までとする。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付するとと もに、速やかにその追跡番号を受付担当課に連絡することとする。なお、 第4の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1 農林水産省農産局地域作物課 関税割当担当者宛

3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類(TRQ-17)の提出(申請者名)」とし、本 文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載の上、以下の宛先まで第4の 各提出期間内に送付することとする。

また、電子メール受信の確認のため、送付後速やかに第2の受付担当課(以下の連絡先)まで必ず連絡することとする。添付するファイルは、メール1通当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の(申請者名)の後に(分割番号/通し番号)を付すこととする。

宛 先:tariff_rapd@maff.go.jp

連絡先:03-6744-2116

第6 関税割当申請者の資格

1 糖化用

糖化用については、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者とする。

(1) 輸入でん粉を原料として糖化製品を製造すること又は輸入でん粉を糖化製品の原料として販売することを事業目的とする法人、これらが構成員となる団体又はこれらの事業を行うことが確実と認められる個人事業者であって、法人においては定款の目的、法人格を有さない団体にあっては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売又は輸入を行う事業者であると確認できる記載のあるものに限る。

(2) 第1の2の(1)の用途に従って割当てを受けたでん粉等を当該割当て を受けた用途のみに使用し、他の用途には使用しない旨及び農林水産省 が第12の7に掲げる確認調査を行う場合は協力する旨の誓約書を提出 する法人、これらを構成員とする団体又は個人事業者。

2 化工でん粉用

化工でん粉用については、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者と する。

- (1) 輸入でん粉を原料として化工でん粉を製造すること又は輸入でん粉を 化工でん粉の原料として販売することを事業目的とする法人、これらが 構成員となる団体又はこれらの事業を行うことが確実と認められる個人 事業者であって、法人においては定款の目的、法人格を有さない団体に あっては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃 業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しく は輸入を行う事業者であると確認できる記載のあるものに限る。
- (2) 第1の2の(2)の用途に従って割当てを受けたでん粉等を当該割当て を受けた用途のみに使用し、他の用途には使用しない旨及び農林水産省 が第12の7に掲げる確認調査を行う場合は協力する旨の誓約書を提出 する法人、これらを構成員とする団体又は個人事業者。

3 加工食品等用

加工食品等用については、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者とする。

(1) 加工食品(麺類、菓子類、水産練り製品、畜産練り製品をいう。)等 を製造可能な糊化温度に達する加熱処理工程を含む製造設備を有する者 であって、輸入ばれいしょでん粉をでん粉加工品の原料として使用する ことを事業目的とする法人、これらを構成員とする団体又はこれらの事 業を行うことが確実と認められる個人事業者であって、法人においては 定款の目的、法人格を有さない団体にあっては団体規約の目的欄、個人 事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であると確認できる記載があり、農林水産省農産局長が適当と認める者。

(2) 第1の2の(3)の用途に従って割当てを受けたばれいしょでん粉を当該割当てを受けた用途のみに使用し、他の用途には使用しない旨及び農林水産省が第12の7に掲げる確認調査を行う場合は協力する旨の誓約書を提出する法人、これらを構成員とする団体又は個人事業者。

4 小売等用

小売等用については、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者とする。

- (1) 第9の1の割当結果の連絡を受けた場合において、関税割当証明書の受領の日までに割当数量の3分の1以上の国産ばれいしょでん粉(国産ばれいしょにより国内で製造されたでん粉をいう。以下同じ。)を国産ばれいしょでん粉製造事業者又は当該製造事業者から販売委託された者(以下「製造業者等」という。)と購入に関する契約を締結したことを証する書類(以下「国産ばれいしょでん粉の売買契約書」という。)の写しを受付担当課に提出することが可能な法人、これらを構成員とする団体又は個人事業者であって、法人においては定款の目的、法人格を有さない団体にあっては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であると確認できる記載のあるものに限る。
- (2) 第1の2の(4)の用途に従って割当てを受けたばれいしょでん粉を当該割当てを受けた用途のみに使用し、他の用途には使用しない旨及び農林水産省が第12の7に掲げる確認調査を行う場合は協力する旨の誓約書を提出する法人、これらを構成員とする団体又は個人事業者。

5 その他用

その他用については、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者とする。

- (1) でん粉等の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人、これらを構成員とする団体又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、法人においては定款の目的、法人格を有さない団体にあっては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であると確認できる記載のあるものに限る。
- (2) 第1の2の(5)の用途に従って割当てを受けたでん粉等を当該割当て を受けた用途のみに使用し、他の用途には使用しない旨及び農林水産省 が第12の7に掲げる確認調査を行う場合は協力する旨の誓約書を提出 する法人、これらを構成員とする団体又は個人事業者。

第7 提出書類

提出書類は、第1の2に定める用途ごとに次のとおりとする。

1 糖化用

- (1) 関税割当申請書(省令別記様式第1) ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。
- (2) 関税割当申請書類表(別添様式1) ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。
- (3) 令和4年度及び令和5年度のでん粉等(糖化用)の輸入通関実績及び計画(別添様式2)

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添 付することとする。

(4) 令和4年度及び令和5年度のでん粉等(糖化用)の販売(使用)実績 及び計画(別添様式3)

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添付することとする。

- (5) 工場等に関する書類(原料として販売する者にあっては、添付を必要としない。また、団体が申請する場合にあっては、使用する構成員の工場等に関する書類をいう。)
 - ア製造機械配置図
 - イ 工場工程見取図
 - ウ 主要製造機械設備一覧(別添様式4)
- (6) 関税割当に係る商流図(以下「商流図」という。) (別添様式5)
- (7) 関税割当証明書の写し(第4の2又は3の期間に関税割当申請書を提出する場合であって、令和5年度に割当てを受けており、返納していない関税割当証明書がある場合に限る。なお、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用している場合は、直近の関税割当証明書(裏落)内容照会情報を印刷し、添付するものとする。以下、第7において同じ。)
- (8) 販売予定先の購入意思を証明する書類(販売予定期間、販売予定数量の記載があり、購入予定事業者が確認していることがわかるものに限る。以下同じ。)等

なお、割当対象物品を輸入後販売することなく自ら使用等する申請者にあっては、割当対象物品の輸入を確認できる書類(発注内示書、売買契約書(写)等)を提出することとする。

- (9) 定款の写し(定款は目的を確認できる頁の抜粋で可。法人格を有さない団体にあっては団体規約の写し、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。)の提出とする。以下同じ。)
- (10) 商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し(電子申請の場合、また、法人格を有さない団体及び個人事業者が申請する場合には、添付を必要としない。)

- (11) 第6の1の(2)に掲げる誓約書(原料として販売する者にあっては、 当該物品を購入して使用する者の誓約書を含む。また、団体が申請する 場合にあっては、使用する構成員の誓約書を含む。)(別添様式6)
- 2 化工でん粉用
 - (1) 関税割当申請書(省令別記様式第1) ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。
 - (2) 関税割当申請書類表(別添様式1) ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。
 - (3) 令和4年度及び令和5年度のでん粉等(化工でん粉用)の輸入通関実績及び計画(別添様式2)

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添付することとする。

(4) 令和4年度及び令和5年度のでん粉等(化工でん粉用)の販売(使用) 実績及び計画(別添様式3)

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添付することとする。

- (5) 工場等に関する書類(原料として販売する者にあっては、添付を必要としない。また、団体が申請する場合にあっては、使用する構成員の工場等に関する書類をいう。)
 - ア製造機械配置図
 - イ 工場工程見取図
 - ウ 主要製造機械設備一覧 (別添様式4)
- (6) 商流図(別添様式5)
- (7) 関税割当証明書の写し
- (8) 販売予定先の購入意思を証明する書類等

なお、割当対象物品を輸入後販売することなく自ら使用等する申請者にあっては、割当対象物品の輸入を確認できる書類(発注内示書、売買契約書(写)等)を提出することとする。

- (9) 定款の写し
- (10) 商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し(電子申請の場合、また、法人格を有さない団体及び個人事業者が申請する場合には、添付を必要としない。)
- (11) 第6の2の(2)に掲げる誓約書(原料として販売する者にあっては、 当該物品を購入して使用する者の誓約書を含む。また、団体が申請する 場合にあっては、使用する構成員の誓約書を含む。) (別添様式6)
- 3 加工食品等用
 - (1) 関税割当申請書(省令別記様式第1) ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。
 - (2) 関税割当申請書類表(別添様式1) ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。
 - (3) 令和4年度及び令和5年度のばれいしょでん粉(加工食品等用)の輸入通関実績及び計画(別添様式2)

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添 付することとする。

(4) 令和4年度及び令和5年度のばれいしょでん粉(加工食品等用)の販売(使用)実績及び計画(別添様式3)

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添付することとする。

(5) 本申請により輸入するばれいしょでん粉を使用して製造する加工食品等の前年度における製造実績及び製品単位当たりの輸入ばれいしょでん粉使用計画量一覧(別添様式7)

- (6) 工場等に関する書類(団体が申請する場合にあっては、使用する構成 員の工場等に関する書類)
 - ア製造機械配置図
 - イ 工場工程見取図
 - ウ 主要製造機械設備一覧(別添様式4)
- (7) 商流図(別添様式5)
- (8) 関税割当証明書の写し
- (9) 割当対象物品の輸入を確認できる書類(発注内示書、売買契約書(写)等)
- (10) 定款の写し
- (11) 商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し(電子申請の場合、また、法人格を有さない団体及び個人事業者が申請する場合には、添付を必要としない。)
- (12) 第6の3の(2)の誓約書(団体が申請する場合にあっては、使用する 構成員の誓約書を含む。)(別添様式6)

4 小売等用

- (1) 関税割当申請書(省令別記様式第1) ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。
- (2) 関税割当申請書類表(別添様式1) ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。
- (3) 令和4年度及び令和5年度のばれいしょでん粉(小売等用)の輸入通 関実績及び計画(別添様式2)

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添付することとする。

(4) 令和4年度及び令和5年度のばれいしょでん粉(小売等用)の販売 (使用)実績及び計画(別添様式3) ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添付することとする。

- (5) 令和5年度国産ばれいしょでん粉の購入及び使用(販売)計画数量一覧(別添様式8)
- (6) 商流図 (別添様式5)
- (7) 関税割当証明書の写し
- (8) 販売予定先の購入意思を証明する書類等 なお、割当対象物品を輸入後販売することなく自ら使用等する申請 者にあっては、割当対象物品の輸入を確認できる書類(発注内示書、売

買契約書(写)等)を提出することとする。

- (9) 定款の写し
- (10) 商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し(電子申請の場合、また、法人格を有さない団体及び個人事業者が申請する場合には、添付を必要としない。)
- (11) 第6の4の(2)に掲げる誓約書(原料として販売する者にあっては、 当該物品を購入して使用する者の誓約書を含む。また、団体が申請する 場合にあっては、当該物品を購入する構成員の誓約書を含む。)(別添 様式6)

5 その他用

- (1) 関税割当申請書(省令別記様式第1) ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。
- (2) 関税割当申請書類表(別添様式1) ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。
- (3) 令和4年度及び令和5年度のでん粉等(その他用)の輸入通関実績及び計画(別添様式2)

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添付することとする。

(4) 令和4年度及び令和5年度のでん粉等(その他用)の販売(使用)実 績及び計画(別添様式3)

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添 付することとする。

- (5) 関税割当申請に係る輸入でん粉等の概要(別添様式9)
- (6) 工場等に関する書類(原料として販売する者にあっては、添付を必要としない。また、団体が申請する場合にあっては、使用する構成員の工場等に関する書類をいう。)
 - ア 製造機械配置図
 - イ 工場工程見取図
 - ウ 主要製造機械設備一覧(別添様式4)
- (7) 商流図(別添様式5)
- (8) 関税割当証明書の写し
- (9) 販売予定先の購入意思を証明する書類等

なお、割当対象物品を輸入後販売することなく自ら使用等する申請者にあっては、割当対象物品の輸入を確認できる書類(発注内示書、売買契約書(写)等)を提出することとする。

- (10) 定款の写し
- (11) 商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し(電子申請の場合、また、法人格を有さない団体及び個人事業者が申請する場合には、添付を必要としない。)
- (12) 第6の5の(2)に掲げる誓約書(原料として販売する者(第1の1の割当対象物品のうち、110820090、190120159、190190179を原料として販売する者を除く)にあっては、当該物品を購入して使用する者の誓約書を含む。また、団体が申請する場合にあっては、当該物品を購入する構成員の誓約書を含む。)(別添様式6)

なお、前年度において受付担当課に関税割当申請書を提出した者であって、申請時点において、工場等に関する書類の内容に変更のないものについては、工場等に関する書類の添付を必要としない。

また、提出書類のうち、工場等に関する書類、定款の写し、商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写しについては、令和5年度に2件以上受付担当課に関税割当申請書を提出する場合であって、その内容に変更のない場合においては、2件目以降は添付を必要としない。

第8 申請上限数量及び割当基準

1 第4の1に掲げる期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者当たりの申請数量は、1,400t又は令和5年度の使用(販売)計画数量のいずれか少ない数量を上限とする。なお、1つの使用(販売)計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

- (1) 申請数量の総計が第1の3に掲げる合計割当数量以下となる場合 各申請者に対して申請数量を割り当てる。
- (2) 申請数量の総計が第1の3に掲げる合計割当数量を超える場合 提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定 め、上位の者から割り当てる。(合計割当数量の残数量が申請順の次点 申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に合計割当数量 の残数量を割り当てる。)

なお、抽選の実施については、令和5年1月19日(木)午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

2 第4の2及び3に掲げる各期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、第4の2に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、1,400t、使用(販売)計画数量(関税割当申請書の提出日から令和6年3月末日までの間)

又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、第4の3に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、使用(販売)計画数量(関税割当申請書の提出日から令和6年3月末日までの間)又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、1つの使用(販売)計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

なお、既に割当てを受けている申請者の使用(販売)計画数量は、使用 (販売)計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。

- (1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合 各申請者に対して申請数量を割り当てる。
- (2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。(割当可能数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に割当可能数量の残数量を割り当てる。)

なお、抽選の実施については、第4の2に掲げる期間に行われた申請にあっては令和5年7月27日(木)午後2時まで、第4の3に掲げる期間に行われた申請にあっては令和5年12月21日(木)午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

3 令和3年度に割当対象物品の割当てを受けた者のうち、当初割当てを受けた数量と関税割当証明書によって確認された輸入通関数量から消化率を算出し、その消化率が9割未満の者は、申請可能な数量(※)の合計は、原則として令和3年度の消化率の算出に用いた通関数量を限度とする。

なお、令和3年11月22日(月)までに返還された割当数量は、消化率 計算の際においては、当初割当てを受けた数量に含めないものとする。

(※) 令和5年度の割当てにおいて抽選により削減され又は外れた場合、 その削減され又は外れた数量は含めない。

- 第9 割当結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止
 - 1 関税割当証明書は、第4の1に掲げる期間に行われた申請については、 当該年度の4月1日付で発給する(ただし、令和4年度に割当てを受け関税割当証明書を未返納の者に対しては、当該関税割当証明書が返納されるまで関税割当証明書を交付しない。)ものとし、第4の2及び3に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日又は抽選を実施する日のいずれか遅い日の翌日から起算して15日(行政機関の休日は算入しない。)以内に発給するものとする。

なお、第4の1に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、割当期間の開始の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を、当該年度の4月1日(行政機関の休日の場合はその直前の開庁日)までに連絡するものとする。第4の2及び3に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、関税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

- 2 関税割当証明書の郵送等による交付 関税割当証明書の交付は、1の発給の日以降、原則として、郵便書留等 の追跡可能な送付方法により行う。
- 3 第1の2の(4)の用途に対して、1の連絡を受けた申請者は、関税割当証明書の受領の日までに国産ばれいしょでん粉の売買契約書の写しを受付担当課に提出するものとする。

なお、国産ばれいしょでん粉の購入に係る契約数量(以下「国産購入契約数量」という。)が配分された数量の3分の1に満たない場合には、第12の2に掲げる関税割当証明書の再交付手続を行うこととし、国産購入契約数量に基づき作成した関税割当申請書に国産ばれいしょでん粉の売買契約書の写し及び「関税割当数量の変更について(別添様式10)」を添付し、受付担当課に提出するものとする。

- 4 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林 水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停 止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。
 - (1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
 - (2) 申請者が本公表に違反したとき。
 - (3) 申請者が虚偽の申請又は報告(省令又は本公表に定める関税割当申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、その他の関税割当てに関する書類とは報告)をしたとき。

第10 公表

- 1 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて定期的に公表する。
 - (1) 割り当てた数量
 - (2) 返還された数量
 - (3) 消化(割当)率(第1の3に掲げる合計割当数量に対する割り当てた数量)
 - (4) 再割当てに供する数量(割当可能数量)
 - (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付 書類に含まれる個人情報は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請 内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。 ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第11 報告

1 でん粉等の割当てを受けた者は、関税割当証明書の割当年月日に記載されている月分から各月の輸入の有無に関わらず、翌月の15日までに次に掲げる書類を受付担当課に毎月提出するものとする。

また、第1の2の(4)の用途に従って割当てを受けた者は、国産ばれい しょでん粉の購入数量が確認できる納品書等の写しを併せて提出するもの とする。

- (1) でん粉等の輸入通関及び販売(使用)の実績報告書(別添様式11)
- (2) 申請時に提出した商流図に記載していない商流により輸入又は販売した場合は、当該商流に関する商流図(別添様式5)
- 2 割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第12 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出 部数、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数はそ れぞれ1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、書面又はメールによる提出において、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について(平成17年4月1日付け16国際第1297号。以下「記載要領」という。)によるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」 の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき、有効期間を経過したとき又は割当数量を全て消化したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。返納は、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量の残数量の全部を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」(別添様式12)を、一部数量の再発給を希望する場合は、再交付申請理由書(記載要領様式第1)を提出する。その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報

処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、 関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付する ものとする。

- 5 令和5年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全てのでん粉等の関税割当証明書によって確認された通関数量の合計から算出される消化率 (注) が9割未満の者は、令和7年度における申請可能な数量 (※) の合計は、原則として令和5年度の消化率の算出に用いた通関数量を使用可能な月数 (複数枚の割当てを受けた場合は、最も長い月数。なお、発給月が1日でもあれば繰り上げる。)で除し、関税割当証明書の発給日から使用可能な月数を乗じた数量を限度とする。なお、算出された数量のうち1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。
- (※) 令和7年度の割当てにおいて抽選により削減され又は外れた場合、その削減され又は外れた数量は含めない。

ただし、令和5年11月21日(火)までに返還された割当数量は、消化率計算の対象としない。

- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 7 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力するものとする。